

14. 21-780



1200501163557

780

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

茶研要報 協定價格標準茶並  
第二十號 市販小賣製茶の全空素量に関する研究報告

埼玉縣茶業研究所編

始



埼玉縣茶業研究所

協定價格標準茶並  
市販小賣製茶の  
全窒素量に關する研究報告

茶研要報第二十號

昭和十六年十二月刊行

は  
し  
が  
き

發行所寄贈本

茶業組合中央會議所の委託に拘る製茶規格に関する研

究の一部として製茶の價格と全窒素量との關係について  
て調査研究中なりしがその成績を茲に上梓して参考に

資せんとす。





第一表 製茶種類別最高低價額並全空素量

五十一階級中、價額の最低は番茶の百  
匁當五〇錢であり最高は抹茶の十八圓  
である。

粉、煎茶芽茶の順位で四%毫に上り五%毫は玉露粉、玉露の序列で最高は抹茶の六・〇二%が占め、従来の研究成

つて芽茶及莖茶を除いた種別の各々の價額別はより多數（別表第一乃至第十参照）であつたが平均し得ぬ一點のものは除いた。

額は必ずしも同一でなく從つて各府縣を通じての平均數を求め得られない階級がある、依つて茲には同種別内同一價額が二府縣以上に亘るもののみを擧げることとした。結果は第一表に示す如く十種五十一階級となつた(平均數を現すに尙多數の資料を必要としたことは勿論であるが、遺憾ながら蒐集し得ず前記の程度に止めた)。

我が帝國全體を通じては、より多數の銘茶を存するであらうけれども此の協定價額の設置に基いて從來の如く多

卷之三

要性と價值は減するであらう。  
玉露粉の全窒素量が煎茶に勝つて價額は返つて安價であることは、些か奇異の如きも別表第五を參照すれば玉露粉八階級中平均し得たもの一二階級の數字に過ぎない。

を平均し得たならば圖表第一の七十八  
階級の平均に見る如く矛盾を現す餘地  
はないこととなる。

芽茶が煎茶の上位にあるは元來、芽  
茶は特別の製造に依るものでなく煎茶  
製造中嫩芽の部分が小丸粒となり選別  
されて芽茶と稱され硬葉は芽茶となり  
得ない實情に想ひ到せば既に説明を要  
しないであらう。

以上詳説したが總體的に見て綠茶の  
主體をなすものは煎茶、玉露であり之  
れに次ぐは番茶で他の芽茶、粉茶、莖  
茶、番茶中の一部は前記主要綠茶の精  
製に際して生ずる屑即副產物である。

今此の主體をなす玉露、煎茶、番茶  
のみを太赤線にて示現(圖表第一參照)  
せば價格と全窒素關係は一層明確に從  
來の研究と相違なきを實證するであら  
う。

二 東京市販茶と全

## 二 東京市販茶と全窒素 量並品質との關係

三

合聯合會議所協定標準茶との對照を試みることとした（圖表第二參照）含有全窒素量並品質關係を一表に現せば次の通である。

種多様の銘柄等級多きを誇るが如く何百種とあつたものが、舊慣を破つて急激に整理統合されたことは勿論、時局の然らしむる處とはいへ舊習傳統に閉ぢ籠り勝ちの茶葉にありては將に革新と謂ふべきである。

更に個々の店舗に於ては一層等級を減じ、時潮即應の態勢にある向も見受くるに反し、或地方にては逆に㊷印のものと尙難多の銘柄を特權の如く存置し舊體制の保持に之れ努むるが如き感を呈するものも無いでもない。

今第一表に依れば協定價額十種別、

(高位を①とし順次低下)

り木莖を混じた玉露、煎茶から選別せられたものであつて全窒素量の低率は從來屑茶と謂はれた點に鑑みても當然である。

従つて此の二種は當然番茶に編入せられるべき原料で製造せられた茶である。

莖茶の軽い香味、焙茶の加工香味は特殊の趣味嗜好に依つて高く評價され亦需要もある。嗜好飲料的見解に基けば別に不思議もない。然し茶が保健飲料的效果が重視されるとすればその必

第三表並圖表第一を參照すれば明瞭なる如く番茶、煎茶、玉露の價額の上昇と、含有全窒素量の平行的上向線は從來の研究成績と全く合致し一つの矛盾をも示さない。

審査採點は筆者等の主觀的標準にして點數は品質の上下を現すための便宜に過ぎない。故にその差數を以て直ち

いと信する。

に品質良否の開きと見做すは妥當な  
ざること勿論なれども、大局的に價額  
と品費との關係を知るには何等差支な  
いと信する。

### 三 關東地方都市々販茶と 全窒素量並品質との關係

### 三、關東地方都市々販茶と 全窒素量並品質との關係

関東地方の内東京を除く各縣重要都市即ち横濱、千葉、宇都宮、前橋、高崎の五都市に於ける番茶、煎茶、玉露

第四表

種別	等級	小賣價額	點數	全審素量	採點數	備考
番茶	二號	一・〇〇	一	三・四	一一	
煎茶	一號	一・〇〇	一	二・二	一	
玉露	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	一號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	二號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	三號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	四號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
煎茶	五號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
玉露	六號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶柳	七號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
茶	八號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	
番茶	九號	一・〇〇	一	一・〇〇	一	

(番茶、煎茶、玉露間の審査點數には直接的關係はない)

本調査研究計畫は早くから企圖した

が、種々の都合で機を逸し、その着手した時は昭和十六年新茶期の直前に迫つた際とて、既に新茶が出現り初めた斯る時期に際しては、水戸、熊谷市等にては各級茶の大部分が品切れとなり新茶待ちの状態下にあり蒐集不可能であった爲に前記五都市の市販品を

以て一先づ調査資料とした。

斯る實狀にありては各店舗共夫々の等級標準に合致する製品の調製には甚しき困難と努力を要し品格が兎角亂れ勝ちを普通とする、然るにも不拘本調查の成績に依れば總體的に稍々全審素量の低率を示せども價格、品質、全審素量の關係は東京市販茶の場合と全く頗る低級であることが判別出来る。

露の市販品を蒐集し本所に於て分析を行ひ、品質審査に附し價額と對照した成績は次の通りである。

同一動向にあつて從來の試験研究と規を一にした。(圖表第二参照)

## 各論

總論に於て述べた如く協定價額標準は各種別共價額別に配列したとき、その價額が一府縣にのみ限定され二府

數の得られぬ單獨のものも加へた第二群を造り比較對照し更に、玉露、煎茶、番茶の三種類は市販茶に關する研究を加へ考察することとした。

## 抹茶

抹茶	價額	平均全審素量	點數	平均全審素量	點數	平均全審素量	點數
抹茶	四・〇	六・〇	八・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
抹茶	五・〇	七・〇	九・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
抹茶	六・〇	八・〇	十・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
抹茶	七・〇	九・〇	十一・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇
抹茶	八・〇	十・〇	十二・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇
抹茶	九・〇	十一・〇	十三・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇
抹茶	一〇・〇	一二・〇	一四・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇
抹茶	一一・〇	一三・〇	一五・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
抹茶	一二・〇	一四・〇	一六・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇
抹茶	一三・〇	一五・〇	一七・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
抹茶	一四・〇	一六・〇	一八・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇
抹茶	一五・〇	一七・〇	一九・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇
抹茶	一六・〇	一八・〇	二〇・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇
抹茶	一七・〇	一九・〇	二二・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇
抹茶	一八・〇	二〇・〇	二四・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
抹茶	一九・〇	二一・〇	二六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇
抹茶	二〇・〇	二二・〇	二八・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇
抹茶	二一・〇	二三・〇	三〇・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇
抹茶	二二・〇	二四・〇	三二・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇
抹茶	二三・〇	二五・〇	三四・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
抹茶	二四・〇	二六・〇	三六・〇	二一・〇	二一・〇	二一・〇	二一・〇
抹茶	二五・〇	二七・〇	三八・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇
抹茶	二六・〇	二八・〇	三九・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・〇
抹茶	二七・〇	二九・〇	四〇・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇
抹茶	二八・〇	三〇・〇	四一・〇	二五・〇	二五・〇	二五・〇	二五・〇
抹茶	二九・〇	三一・〇	四二・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇
抹茶	三〇・〇	三二・〇	四三・〇	二七・〇	二七・〇	二七・〇	二七・〇
抹茶	三一・〇	三三・〇	四四・〇	二八・〇	二八・〇	二八・〇	二八・〇
抹茶	三二・〇	三四・〇	四五・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇
抹茶	三三・〇	三五・〇	四六・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇
抹茶	三四・〇	三六・〇	四七・〇	三一・〇	三一・〇	三一・〇	三一・〇
抹茶	三五・〇	三七・〇	四八・〇	三二・〇	三二・〇	三二・〇	三二・〇
抹茶	三六・〇	三八・〇	四九・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
抹茶	三七・〇	三九・〇	五〇・〇	三四・〇	三四・〇	三四・〇	三四・〇
抹茶	三八・〇	四〇・〇	五一・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇	三五・〇
抹茶	三九・〇	四一・〇	五二・〇	三六・〇	三六・〇	三六・〇	三六・〇
抹茶	四〇・〇	四二・〇	五三・〇	三七・〇	三七・〇	三七・〇	三七・〇
抹茶	四一・〇	四三・〇	五四・〇	三八・			

研究成績と大差を認め得ない。價格低位のものは全窒素量も亦少なく且つ外観の如きも一般茶葉と稱されるものとの判別を爲し難き型態である。

總點數四十五點中全窒素量四%以下ものは八點を算し、その多くは番茶に

のものは八點を算し、その多くは番茶に

と認められた。  
茶研要報第十七號報告中の資料と比較して、全窒素量關係は之れ亦從來の成績と全く同様である。

對照せるに番茶級品位と同等位にあり、全窒素量に依る東京協定標準煎茶と東京市販關東市販煎茶との對照

調査點數	自		至	自	至	自	至	自	至
	價額百匁當	全窒素量最高		價額百匁當		價額百匁當		價額百匁當	
ク 平均 最低	四・四一	五・二四	ク 平均	四・四二	五・二四	ク 平均	四・四三	五・二六	ク 平均
東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

調査點數	自		至	自	至	自	至	自	至
	價額百匁當	全窒素量最高		價額百匁當		價額百匁當		價額百匁當	
ク 平均 最低	四・四一	五・二四	ク 平均	四・四二	五・二四	ク 平均	四・四三	五・二六	ク 平均
東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準	東京市販	關東市販	東京協定標準
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

## 番 茶

關東市販の括弧内には七號（一圓）を加へたる場合を示す。  
協定標準と市販茶關係は、圖表第二に示す如く全窒素對品質の大體に於ける關係は同様の状を呈すれども、その内下級品は標準茶に比し勝ると雖も中上級は殆んど同等位か稍々劣る感あるが、市販品蒐集當時の茶況を反映し妙味ある結果を出現して居る。

關東都市市販茶も概して東京協定標準

準に對し大なる差異を認め得ないが大體に於て稍々低位にあるを思はしめ最下級七號の如きは全窒素量に於ても品質審査に於ても、番茶列であり、斯く考慮すべき處である。

（別表第十三参照）

第十表 全窒素量に依る各府縣協定標準番茶と東京市販關東市販番茶との對照

價格(百匁當)	自		至	自	至	自	至	自	至
	平均セル點數	全窒素量		價格(百匁當)	全窒素量	價格(百匁當)	全窒素量	價格(百匁當)	全窒素量
五	一	一・〇	六	一・〇	一・〇	七	一・〇	一・〇	一・〇
六	二	一・〇	七	一・〇	一・〇	八	一・〇	一・〇	一・〇
七	三	一・〇	九	一・〇	一・〇	十	一・〇	一・〇	一・〇
八	四	一・〇	十一	一・〇	一・〇	十二	一・〇	一・〇	一・〇
九	五	一・〇	十三	一・〇	一・〇	十四	一・〇	一・〇	一・〇
十	六	一・〇	十五	一・〇	一・〇	十六	一・〇	一・〇	一・〇
十一	七	一・〇	十七	一・〇	一・〇	十八	一・〇	一・〇	一・〇
十二	八	一・〇	十九	一・〇	一・〇	二十	一・〇	一・〇	一・〇
十三	九	一・〇	二十一	一・〇	一・〇	二十二	一・〇	一・〇	一・〇
十四	十	一・〇	二十三	一・〇	一・〇	二十四	一・〇	一・〇	一・〇
十五	十一	一・〇	二十五	一・〇	一・〇	二十六	一・〇	一・〇	一・〇
十六	十二	一・〇	二十七	一・〇	一・〇	二十八	一・〇	一・〇	一・〇
十七	十三	一・〇	二十九	一・〇	一・〇	三十	一・〇	一・〇	一・〇
十八	十四	一・〇	三十一	一・〇	一・〇	三十二	一・〇	一・〇	一・〇
十九	十五	一・〇	三十三	一・〇	一・〇	三十四	一・〇	一・〇	一・〇
二十	十六	一・〇	三十五	一・〇	一・〇	三十六	一・〇	一・〇	一・〇
二十一	十七	一・〇	三十七	一・〇	一・〇	三十八	一・〇	一・〇	一・〇
二十二	十八	一・〇	三十九	一・〇	一・〇	四十	一・〇	一・〇	一・〇
二十三	十九	一・〇	四十一	一・〇	一・〇	四十二	一・〇	一・〇	一・〇
二十四	二十	一・〇	四十三	一・〇	一・〇	四十四	一・〇	一・〇	一・〇
二十五	二十一	一・〇	四十五	一・〇	一・〇	四十六	一・〇	一・〇	一・〇
二十六	二十二	一・〇	四十七	一・〇	一・〇	四十八	一・〇	一・〇	一・〇
二十七	二十三	一・〇	四十九	一・〇	一・〇	五十	一・〇	一・〇	一・〇
二十八	二十四	一・〇	五十一	一・〇	一・〇	五十二	一・〇	一・〇	一・〇
二十九	二十五	一・〇	五十三	一・〇	一・〇	五十四	一・〇	一・〇	一・〇
三十	二十六	一・〇	五十五	一・〇	一・〇	五十六	一・〇	一・〇	一・〇
三十一	二十七	一・〇	五十七	一・〇	一・〇	五十八	一・〇	一・〇	一・〇
三十二	二十八	一・〇	五十九	一・〇	一・〇	六十	一・〇	一・〇	一・〇
三十三	二十九	一・〇	六十一	一・〇	一・〇	六十二	一・〇	一・〇	一・〇
三十四	三十	一・〇	六十三	一・〇	一・〇	六十四	一・〇	一・〇	一・〇
三十五	三十一	一・〇	六十五	一・〇	一・〇	六十六	一・〇	一・〇	一・〇
三十六	三十二	一・〇	六十七	一・〇	一・〇	六十八	一・〇	一・〇	一・〇
三十七	三十三	一・〇	六十九	一・〇	一・〇	七十	一・〇	一・〇	一・〇
三十八	三十四	一・〇	七十一	一・〇	一・〇	七十二	一・〇	一・〇	一・〇
三十九	三十五	一・〇	七十三	一・〇	一・〇	七十四	一・〇	一・〇	一・〇
四十	三十六	一・〇	七十五	一・〇	一・〇	七十六	一・〇	一・〇	一・〇

關東市販は夫々縣の標準を基礎としたことは勿論であるが便宜一括した。

價額、全窒素、品質關係は總論に述べた如くで異例なく一致した。特に協定價格設定の結果は從來の如く殆んど品質を無視せるかの感を抱かしめた。

僅少の値開きを作り或は景品付等價格による低劣な競争する自由主義的色彩が薄れ、他の物資に較べ徐々にではあるが統制の影響が多かれ少なかれ顯現しつつある。

東京市販は東京協定標準に比し概して全窒素も高く且つ品質も勝れたると思はしむるが、之れは資料蒐集當時の茶況に負ふ處大なるべきも亦茶商に於ても一定の基準茶に對し無関心たり得

素とは平行である。

百匁に付き十錢の價格差を持つ階級間に於て僅少ながら價額と全窒素量と間に矛盾を認むるも、之等こそ實物を比較検討し公明なる是正を加へるべき有力なる一つの實例ではからうか然して本調査の成果を按するに全窒素の平均は4%以下であることは茶葉を數を數へるに足りない。以上の實證は全窒素に依る番茶の地位を確實に提示するものと信ずる。

調査點數	自		至	自	至	自	至	自	至
	價額百匁當	全窒素量最高		價額百匁當		價額百匁當		價額百匁當	
ク 平均 最低	四・四一	五・二四	ク 平均	四・四二	五・二四				

好を目標の斯る特殊番茶に於てさへ異例なきは全窒素と品質關係の重要さを

示すものである。(別表第八参照)

略同様であるが(別表第一〇参照)紅茶の全窒素量に関する調査研究はその資料乏しく本調査を以て直ちに緑茶と同一に考へることは許されぬ。

## 総括

全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數	全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數
三・九%	一・〇〇	八	三・九%	一・〇〇	七
三・七%	一・一〇	七	三・七%	一・一〇	七
三・六三%	一・一〇	三	三・六三%	一・一〇	三
三・五六%	一・一〇	三	三・五六%	一・一〇	三

第一群は三階級一圓—一圓二十錢であつてその値開きも少なく全窒素量も同様三・一九—三・六三%平均三・三%で他の綠茶同様の状態を認められた。第二群は六階級八〇錢—一圓五〇錢、その値開きも大きく從つて又全窒素量も同様三・〇五%より四・一六%に亘る。(別表第九参照)

煎茶又番茶に比し全窒素量は低率であるが、由來焙茶は上等煎茶や玉露よりも番茶、煎茶等の焙じたものを賞味する點を考察せば、その原料よりして全窒素量も推察し得らるゝ筈で斯る事實を基礎とする類推と實際は誠に良く一致する。

第一群は二圓より四圓に至る三階級全窒素量は三・九九%、乃至四・二六%、平均四・一六%であつて綠茶の場合と同一方向を示して居る。第二群も

更に前回迄は對照外にあつた抹茶、芽茶、粉茶、草茶、焙茶、紅茶等、本邦に於て普通小賣せられて居る製茶の殆ど大部分を網羅したが、之等も夫々その種類別毎に觀察すれば前記の關係は玉露、煎茶、番茶と全然同一傾向にあり、且各種類別に亘りても各々の製茶の關係より考察すれば異例を見出しえない。

それは恰も全窒素量を基準にして製茶等級を査定したるにも等しい成績を如實にして居る。但しその含有量の多少が合理的であるか亦然ざるかは別個の問題たるは勿論である。

斯くの如く製茶の分類は既に茶商乃至は茶業關係者に於てそれは無意識的であらうとも事實上全窒素量を以て施

行して居るに等しい實情であり、此の點異義を差陥むに餘地なき狀態である。

尙本調査成績を通観するに前回の調査に比し價格對全窒素量の關係に於て

點は否むを得ない。殊に煎茶に於ては

四%以下のものも下級煎茶として登場し高級煎茶の五・五%は全く影を没し五%以下に迄低落せるものもある。

惟ふに前回報告當時の調査資料中の

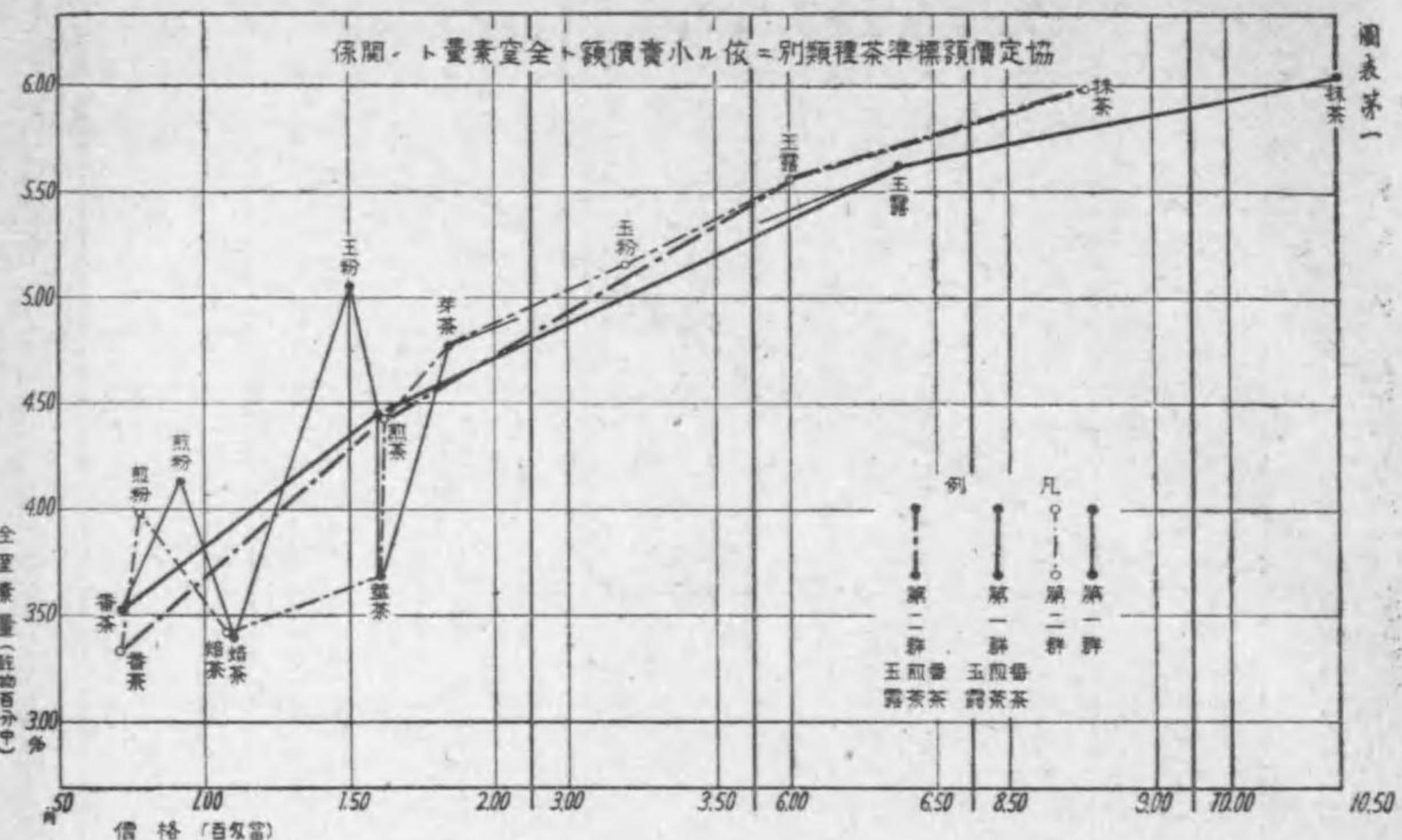
煎茶中には冠茶の片影すら發見に困難であり、之等は殆んどが玉露の内に包含された感がある。それは亦相對的に

玉露の含有量低下に依りて之れを證明して居る。

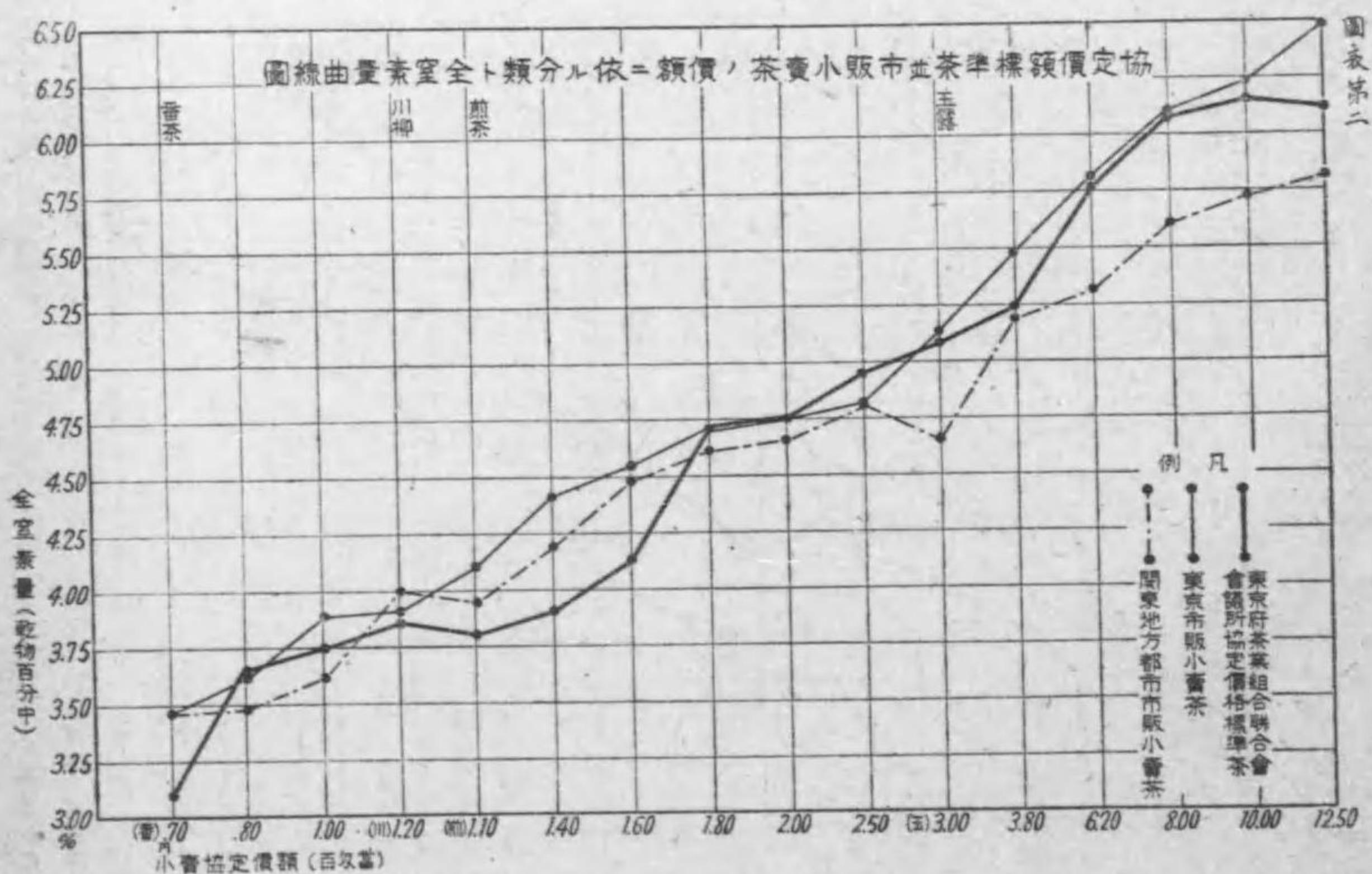
即ち玉露は六%以上の含有量を示すものは三號以上でありそれ以下の等級特に五號六號品に至りては冠茶、又は煎茶と何等違ふ處がないものさへも認めたものである。

製茶の香味が何に基因するか確實に判明せぬ現状に於ては全窒素量と品質と如何なる關係にありとの説明は頗る困難であつて、今後科學者の研究を俟たねばならぬが、價格を基準として品質全窒素量關係の實態を示せば叙上の通りで從來の研究調査に更に例證を加へたものである。

圖表第一



圖表第二



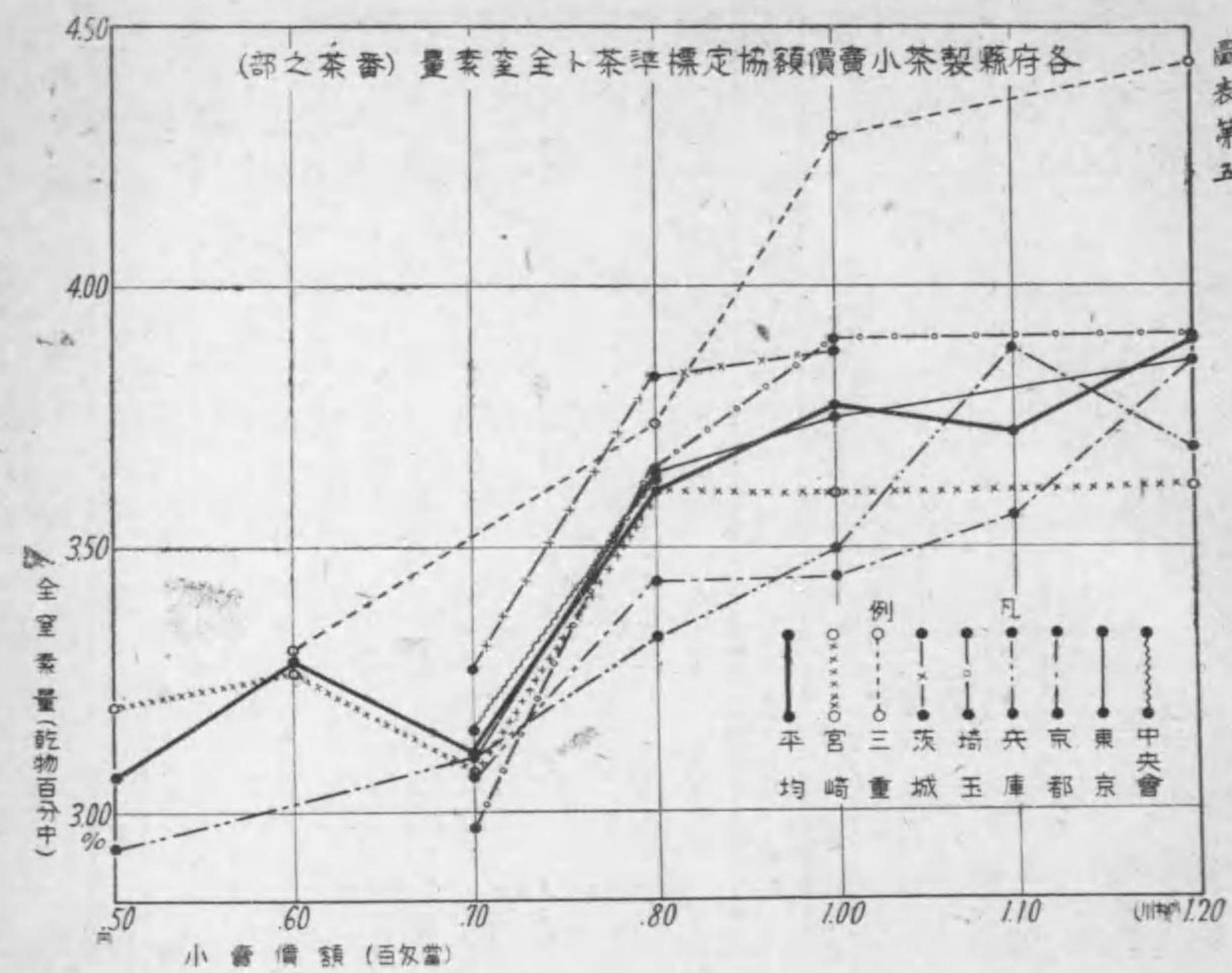
## 焙茶

### 第十六表

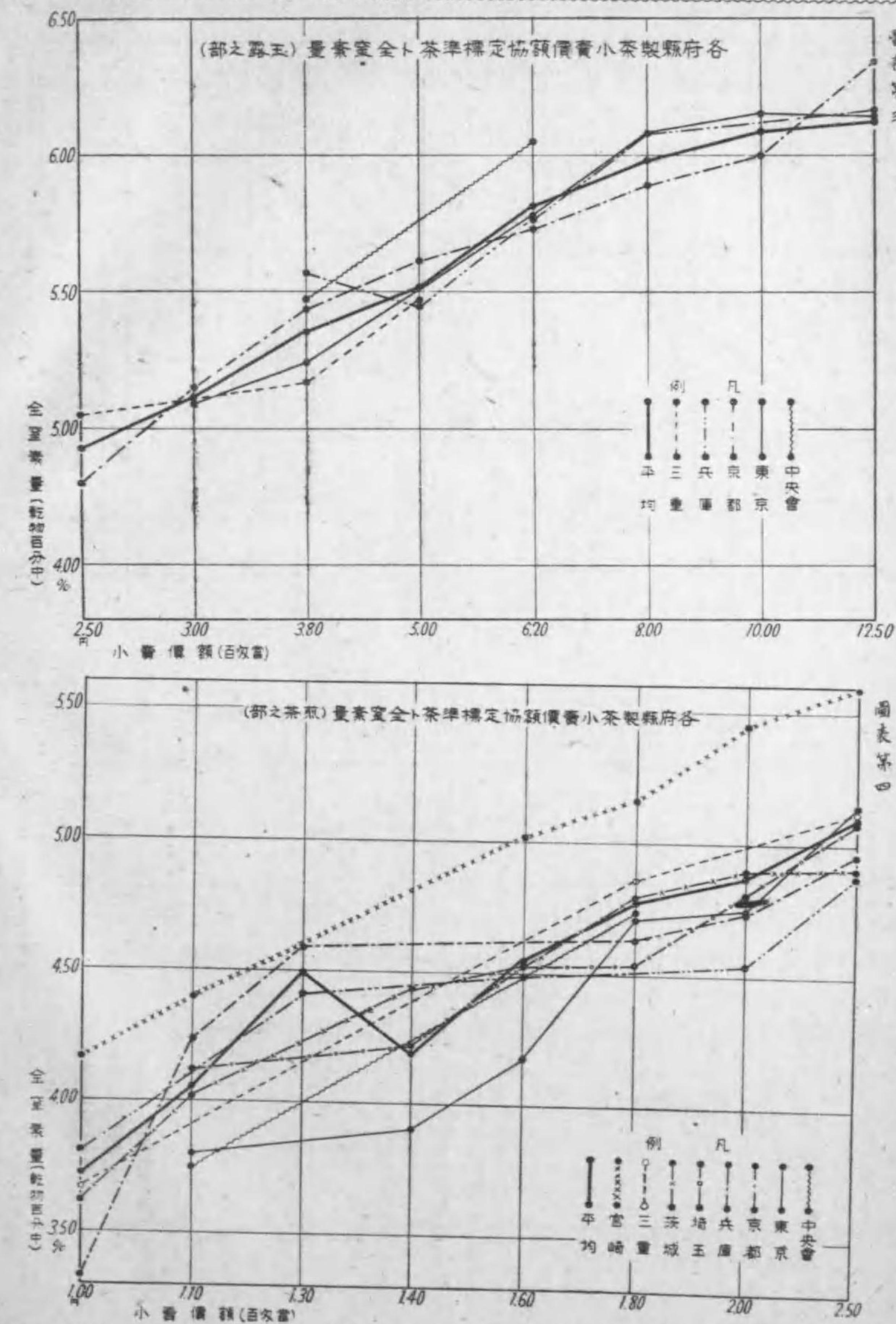
全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數	全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數
三・九%	一・〇〇	八	三・九%	一・〇〇	七
三・七%	一・一〇	七	三・七%	一・一〇	七
三・六三%	一・一〇	三	三・六三%	一・一〇	三
三・五六%	一・一〇	三	三・五六%	一・一〇	三

### 第十七表

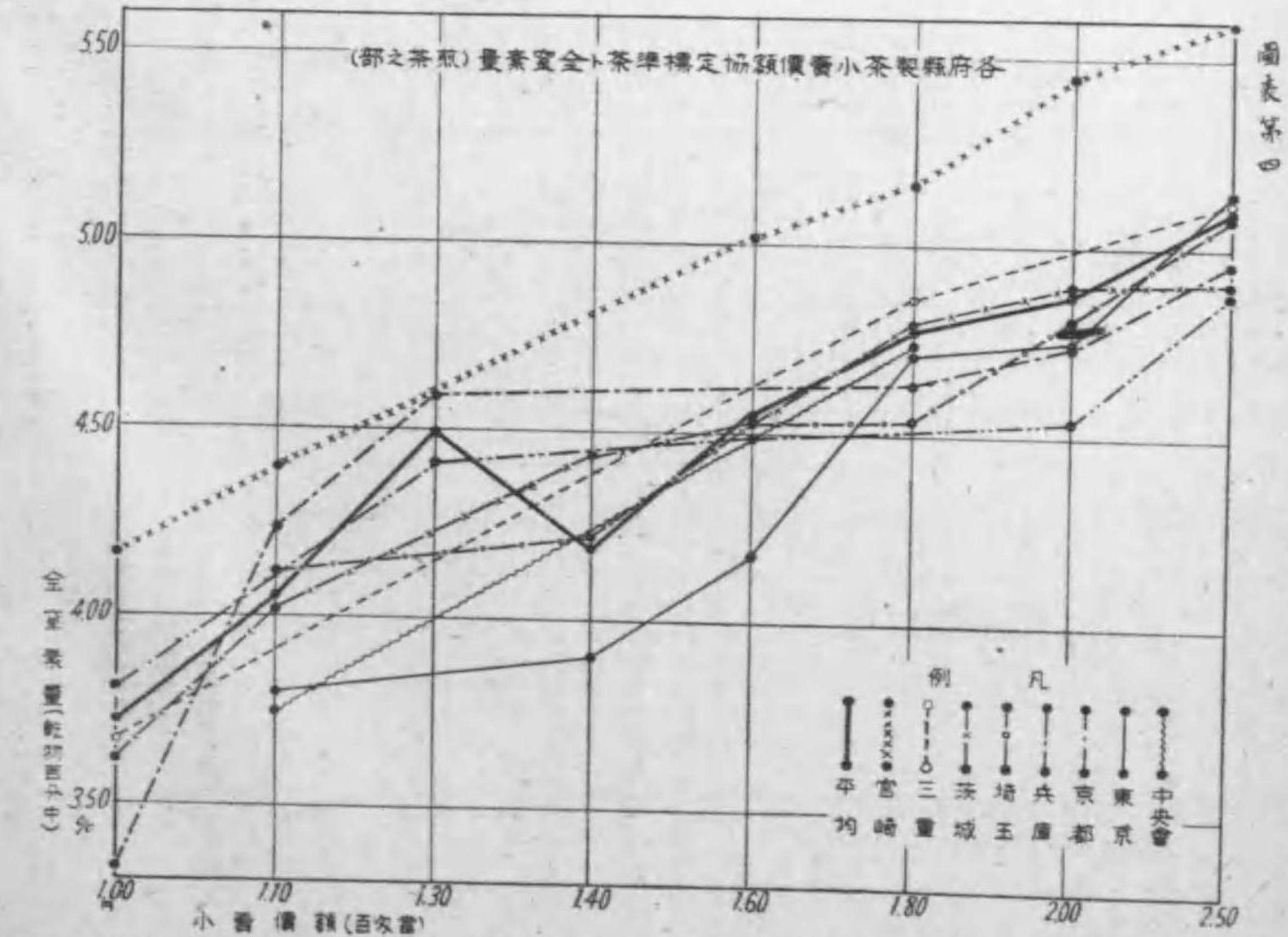
全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數	全窒素量	價額(百匁當)	平均せる點數
三・九%	一・〇〇	三	三・〇〇	一・〇〇	三
四・三%	一・〇〇	三	三・〇〇	一・〇〇	二
四・七%	一・〇〇	八	四・〇六%	一・〇〇	八



圖表第五



圖表第三



圖表第四

別表 第四番 茶		平計										別表 第三煎 茶		計	
圓 百 又 額	點 數	三	一	七	六	七	五	一	三	二	一	六	五	四	三
全 平 均 (○印單 量)	均 又 額	三、 〇〇	二、 五〇	二、 八〇	一、 六〇	一、 五〇	一、 四〇	一、 三〇	一、 二〇	一、 一〇	一、 〇〇	九 〇〇	九 〇〇	九 〇〇	九 〇〇
全 平 均 (○印單 量)	點 數	四 五	一	七	六	七	五	一	三	二	一	六	五	一	三
中央會議所	東京府	四、 二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、 七五	一	一	五、 七六
東京縣	東京府	四、 四一	一	五、 一四	四、 七五	四、 七一	四、 一七	三、 九〇	一	一	一	三、 八〇	一	一	五、 七四
東京都	東京縣	四、 四三	九八	四、 九六	四、 七四	四、 六四	四、 六六	四、 五九	一	一	一	三、 三三	三、 七五	一	五、 五九
東兵庫	東兵庫	四、 四三	一	四、 八八	四、 五四	四、 四九	一	一	一	一	一	三、 八一	一	一	五、 六七
東埼玉	東埼玉	四、 五五	一	五、 〇八	四、 八二	四、 五四	四、 五三	四、 三一	一	一	一	四、 一二	一	一	一
東茨城	東茨城	四、 四六	一	四、 九一	四、 九〇	四、 八〇	四、 五三	四、 四四	一	一	一	三、 六一	一	一	一
東三重	東三重	四、 四九	一	五、 二二	四、 八六	一	一	一	一	一	一	三、 六七	一	一	五、 二三
東宮崎	東宮崎	四、 九六	一	五、 五九	五、 四五	五、 一六	五、 〇二	一	一	一	一	四、 三九	一	一	一

別表 第八 茶		別表 第七 茶		別表 第六 茶		別表 第五 茶	
中央會議所	東京府	東京府	東京縣	東京都	東京兵庫	東京玉城	東京三重
一、二〇	百額 均又	平計	百額 均又	平計	百額 均又	平計	百額 均又
二	點數	二二二二	點數	全平	二二〇	二二〇	二二〇
三、三四	全平 室素 量均	四、七七	全平 室素 量均	四、五二〇	四、五一	四、四三一	四、三六三
一	中央會議所	一、一、一、一、一	中央會議所	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一
二、七九	東京府	四、五、四、四、四、 五七一九八四〇九一五	東京府	三、七八	四、三三	三、六六	三、四三
一	東京縣	一、一、一、一、一	東京縣	三、七九	三、七一	三、七一	三、四二
一	東京都	一、一、一、一、一	東京都	三、七五	四、四三	三、五六	三、一二
一	東兵庫	一、一、一、一、一	東兵庫	四、二〇	四、三四	四、二〇	三、一三
一	東玉城	一、一、一、一、一	東玉城	四、二〇	四、二〇	四、二〇	三、一三
一	東三重	一、一、一、一、一	東三重	四、三五	四、三八	四、三六	三、一二
一	東宮崎	一、一、一、一、一	東宮崎	四、二〇	四、八三	四、八七	三、四八
一	西茶	一、一、一、一、一	西茶	四、四〇	五、三九	四、二八	三、六三

審査表は番茶、煎茶、玉露各別に採點せり

卷之三

昭和十五年七月

番號	暗購入店種別	小價	賣額百圓	量素室全	審査香氣水色採點	味點計	アト・トシ・メボント反	備考
番茶一號 川以上番茶一號	番茶二號 以上番茶二號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號	番茶三號 以上番茶三號
一、一 二〇	一、一 八〇	一、一 八〇	一、一 八〇	一、一 八〇	一、一 七〇	一、一 七〇	一、一 七〇	一、一 七〇
四、〇 三、六 五、八 九、一 〇、四	三、三 四、九 八、四 七、九	三、三 三、八 八、四 六、三	三、三 三、七 七、五 五、六	三、三 三、六 六、四 四、五	三、三 三、五 五、九 四、九	三、三 三、五 五、八 四、九	三、三 三、四 四、五 四、九	三、三 三、二 二、六
一、六 一、六	一、六 一、五 五、五	一、五 一、五 一、五	一、四 一、四 一、四	一、四 一、四 一、四	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	形狀
一、六 一、六	一、五 一、五 五、五	一、五 一、五 一、五	一、四 一、四 一、四	一、四 一、四 一、四	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	色澤
一、六 一、六	一、五 一、五 五、五	一、五 一、五 一、五	一、四 一、四 一、四	一、四 一、四 一、四	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	香氣
一、七 一、八	一、六 一、六	一、五 一、五	一、三 一、三	一、四 一、四	一、五 一、五	一、三 一、三	一、三 一、三	水色
一、六 一、六	一、五 一、六 一、五	一、六 一、五 一、四	一、四 一、四 一、四	一、四 一、四 一、四	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	一、三 一、三 一、三	味點
八、二 八、二	七、五 七、八	七、五 七、五	六、九 六、九	六、八 六、七	七、二 六、九	七、三 七、三	六、六 七、一	六、五 六、四
一〇	五四二三三	三三三二三	二二五五					
0.5 2.3 0.1	0.4 2.3 0.1	1.5 2.3 0.1	0.6 2.3 0.1	0.6 2.3 0.1	0.4 2.3 0.1	0.4 2.3 0.1	0.5 2.5 0.1	0.7 2.7 0.1
		R Y					I R Y	チロ ントン メボント ント

資料蒐集 分析 昭和十五年十二月  
昭和十六年一月



薦茶風の處あり

三六	三三	三四	五三	三七	四〇	四一	三八	三九	四三	四二	四四	四五	四六	四八	四九	四七	五一〇	五一	五二	
(B)	(D)	(E)	(A)	(C)	(A)	(B)	(D)	(E)	(D)	(D)	(B)	(D)	(C)	(C)	(B)	(A)	(E)	(A)	(C)	
五點 平均	ク カ ク ク ク 煎茶 五號	四點 平均	ク カ ク ク ク 煎茶 六號	三點 平均	ク カ ク ク ク 煎茶 七號	二點 平均	ク 川 柳	三點 平均	ク タ ク 番茶 一號	四點 平均	ク カ ク ク ク 番茶 一號									
一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇	一、 四〇		
四、 二八	四、 三二	四、 三八	四、 三九	三、 九二	三、 三〇	四、 八六	三、 五八	三、 五〇	三、 五七	三、 四七	三、 四五	四、 〇一	三、 二八	三、 七三	三、 六四	三、 六八	三、 六七	三、 五八	三、 七八	三、 三六
一五	一五	一六	一五	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一八	一五	一六	一五	一七	一六	一三	
一五	一四	一五	一四	一三	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一八	一五	一六	一四	一七	一六	一五	
一七	一四	一五	一四	一五	一七	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一六	一五	一五	一五	一五	一五	一四	
一四	一四	一五	一五	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一六	一五	一五	一四	一五	一五	一四	
一七	一五	一五	一四	一五	一六	一四	一三	一三	一四	一三	一三	一三	一六	一五	一五	一五	一五	一五	一四	
七四、 二七八	七三	七二	七二	七二	六九、 二七	七四	七〇	六八	六五	六六	六七	六五	七九、 五八	七五	七六、 三八	七五	七三	七九	七三	七〇
五	五四	五	三	四	六	五	四	六	七	四	六	七	三	二	二	三	四	七	二	
					ク カ			味 番茶に似て劣る感 あり		ク カ			味 番茶に似て更に劣る感 あり							

一	三	二	六	五	四	七	八	九	〇	一
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
玉露 二點 一號 平均	玉露 二點 二號 平均	玉露 三點 三號 平均	玉露 三點 四號 平均	玉露 二點 三號 平均	玉露 二點 四號 平均	玉露 二點 五號				
一一、 五〇	一〇、 〇〇	八、 〇〇	八、 〇〇	六、 二〇	六、 二〇	六、 二〇	三、 八〇			
五、 八一	五、 八二	五、 八〇	五、 六四	五、 六〇	五、 七〇	五、 五九	五、 三三	五、 四七	五、 二七	四、 一七
一九	一八	一七	一七	一八	一六	一七	一六	一六	一七	一六
一九	一八	一七	一七	一八	一六	一六	一六	一六	一七	一六
一九	一七	一八	一五	一六	一七	一六	一六	一四	一五	一四
一九	一八	一六	一七	一八	一五	一七	一六	一六	一六	一四
一九	一八	一六	一五	一七	一五	一七	一六	一六	一六	一三
九五	九五	八六	八九	八四	八三	八一	八七	七九	七九	八四
〇五	五五	五五	一五	五五	一五	五五	五五	五四	五四	一五

香味に煎茶風あり

(暗号同一なるものは同一商店を示す)

印刷人	千葉	埼玉縣茶業研究所	（非賣品）	昭和十六年十二月二十五日印刷	昭和十六年十二月二十八日發行	東京市芝區濱松町一ノ一五	東京市芝區濱松町一ノ一五	印刷所	スタード印刷株式會社	門
-----	----	----------	-------	----------------	----------------	--------------	--------------	-----	------------	---

14.  
2

780

4.2  
780

終

